

第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画

・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 1 地域密着型サービスの指定更新及び廃止について（意見聴取） 2 地域密着型サービスの公募について（報告） 3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について（報告及び意見聴取） 4 地域包括支援センター平成26年度決算報告について（報告） 5 地域ケア会議について（報告及び意見聴取） 6 その他
日時	平成27年9月25日（金）午後2時00分～午後4時00分
場所	本庁舎7階 研修室
出席者氏名	田中久夫、今野かほる、三上秀明、西耕一、寺田洋、篠原徳守、青木三郎、小谷勲、鈴木忠義、柏崎周一、武見正利、高田麗、水島修一 事務局：保健福祉部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉介護課職員 ※空席：介護保険担当課長
欠席者氏名	橋本久美子
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

(会議の概要)

委員長 只今より平成27年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催する。

議題1 地域密着型サービスの指定更新及び廃止について（意見聴取）（資料1-1、1-2、1-3）

説明【高齢福祉介護課：大川主幹】

委員長 説明は以上になるが、各委員より説明に対しての質問はあるか。

ニチイ学館は18人の定員の中で茅ヶ崎の住人は1人だけということだが、いつごろから入っているのか。

事務局 平成18年以前だが、いつからというのは不明である。

柏崎委員 特に異議ではないが、市外事業所の位置はどの範囲まで認知しているか。

事務局 範囲は全国にわたっている。市外でこのような形で利用されている方について、茅ヶ崎市がその施設を指定している。数は全国で8名となる。

柏崎委員 一番遠いところはどこか。

事務局 千葉である。

柏崎委員 1人でも入所していれば、指定しなければいけないのか。その場合は規定で決まっているのか。

事務局 そのとおりである。規定で定められている。

柏崎委員 更新すると期間はどれくらいか。

事務局 6年間である。当該施設は平成21年の10月1日に更新をして以来である。

委員長 続いて2つ目の施設だが、入所している18名はほとんど茅ヶ崎市民ということによいか。

事務局 そのとおりである。

委員長 続いて3つ目の施設だが、質問はあるか。

茅ヶ崎市が指定している認知症対応型通所介護事業所は表にあるように3か所ということによいか。

事務局 そのとおりである。

委員長 定数は34だが、この数でも定員を満たしていないのか。

事務局 そのとおりである。現在のところ、1日の利用者はミモザ茅ヶ崎萩園が4.1人、さくらケアセンターが6.5人、リフシア萩園が6.3人である。経営が成り立つためには、1日の利用者が7～8人必要かと思われる。

委員長 了解した。

武見委員 認知症対応型通所介護の単独型だが、収支が合わないという話をよく聞くが、料金を見てよくわかった。

事務局 一般デイサービスは認知症の方もある程度取り入れている状況であり、料金面も含めて一般デイサービスに行くケースの方が多いと思われる。

委員長 認知症対応型通所介護事業所について、手を挙げてくれる事業所はいないのか

事務局 先月、1事業者だけあり、今、期待はしているところである。

委員長 議題1について、その他質問等なく承認ということでよいか。
(委員了承)

議題2 地域密着型サービスの公募について（報告）（資料2）
説明【高齢福祉介護課：安西担当主査】

委員長 各委員より意見・質問はあるか。

武見委員 看護小規模多機能型居宅介護と従来の小規模多機能型居宅介護の違いは何か。

事務局 訪問看護を伴う、という点で違いがある。

委員長 こういった施設は市内で初めてか。

事務局 そのとおりである。初の整備を試みたところである。全国的に見ても、看護小規模多機能型居宅介護についてはなかなか整備が進んでいないと聞いている。その背景として、訪問看護を伴うということで、必要日数分の看護師の確保及び看護師への報酬について、事業の採算性が合わないことが挙げられる。

委員長 念のため確認だが、市内では何か所整備する予定か。

事務局 第6期事業計画においては、29年度末までに第1から第3の生活圏域毎に各1か所、計3か所の整備を見込んでいる。

委員長 対象となる市民の数はどれくらいを想定しているか。

事務局 第6期事業計画の設定時に見込んだサービス毎に生まれる利用者数は、27年度が300人／年を見込んでいる。29年度までには900人まで引き上げるよう整備す

る予定である。

委員長 300人／年というのは、1人が年に複数回利用することも含んでいるということ
とでよいか。

事務局 そのとおりである。

委員長 今年度は手が挙げられなかったということだが、来年度以降、引き続き公募してい
くということで異議はないか。
(委員了承)

議題3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について（報告及び意見聴取）（資料3
－1、3－2、3－3）
説明【高齢福祉介護課：安西担当主査】

委員長 各委員より意見・質問はあるか。

柏崎委員 基本的なことだが、要支援を別枠にした理由は何か。財源の問題と理解してい
るが。

事務局 今回の制度改正をする背景としては、右肩上がりで上昇している給付費が挙げら
れる。新たな事業の考え方としては、これまでは要支援1、2の方に対するサービスが
1つの類型しかなかったが、そこを多様化することとしており、これまで全国一律のサ
ービスで提供していたものが、各自治体が行う事業に移管させる形となった。その事業
にかかる財源については従来の給付、介護予防給付を踏襲する形で事業を展開する形と
なり、皆様からいただく介護保険料もその事業の財源として投入される。

柏崎委員 要支援1、2の方に対するサービスについても介護保険料の中から支給される
のか。

事務局 そのとおりである。

柏崎委員 これまでとあまり変わらない印象を受ける。

事務局 訪問サービスを例にとると、これまではヘルパーの資格保有者がサービスを提供
し、それに見合う報酬をもらう形だけであったが、必ずしも資格保有者でなくてもよい
ということが挙げられる。いわゆるサービス提供基準の緩和である。それに伴い、国と
しては、報酬については資格保有者でない場合は、報酬は少し下げてもよいという発想
である。これまでは高基準で提供できるサービスが一種類しかなかったが、それに加え
緩和した基準のサービスを新たに作り、利用者の状態に合わせて選択してもらうことで、

上昇する給付費をおさえようという狙いがあると考えられる。

委員長 技術水準は下げるけども、幅広いお客様にサービスができるという発想もある、ということと思われる。

柏崎委員 総合事業に移管後、要支援 1、2 という制度は残るのか。

事務局 制度は存続する。既存の介護認定申請では、サービスを受けるまでにかなりの時間を要していたという現状を踏まえ、認定申請ではなく、チェックリストだけを実施してその場で事業対象者としてすることができる仕組みである。今までサービスを受けられた方が、急に受けられなくなってしまうということはない。むしろ状態の比較的良い方については、サービス利用開始までの時間が短縮できるというメリットがある。

篠原委員 今受けているサービスは現行維持ということはわかったが、サービスの基準緩和という視点だけでなく、健康寿命日本一を目指している神奈川県であるから、できるだけサービスを受ける対象とならないような予防事業について充実させていくことも大事である。

委員長 今後は介護認定の対象となる一歩手前での予防的なサービスを期待したいと考える。

事務局 総合事業に移行しない要支援 1、2 の方に対するサービスがあるが、例えばその方々の状態が、総合事業に移行するデイサービスやヘルパーさんのサービスのみを受ければよいということであれば、わざわざ認定を受ける必要がなくなる。そうではなく、訪問看護など、要支援 1、2 の認定が必須のサービスを受ける必要がある方については、引き続き認定申請を経てしかるべきサービスを受ける流れとなる。資料 3-3 にある、サービス A と呼ばれる単価を下げたサービスを創設することで、給付費の抑制につなげるという考え方である。

武見委員 総合事業の担い手についてだが、先般 NPO やボランティア団体にヒアリングをされていると思うが、その結果を踏まえて平成 29 年度以降どのような形になるのか。従来通りということでしょうか。

事務局 平成 29 年度以降はそのような形でスタートさせる方向で考えている。

武見委員 地区のボランティアセンターが今後拡大した場合、主体的な担い手になるというイメージでよいのか。

事務局 現時点では、そういった考えはない。

委員長 整理すると資料３－３にあるように、今後は多様なサービスを展開していくが、皆様の意見を取り入れながら進めていくということである。最終的なものは今後しっかりと説明いただく。報告と意見をいただいたので、この議題については以上で終わりたい。

議題４ 地域包括支援センター平成２６年度決算報告について（報告）（資料４）
説明【高齢福祉介護課：大川主幹】

委員長 質問はあるか。

柏崎委員 地区によって委託料が違う理由は何か。

事務局 れんげとくるみとさくらについては、年度途中の１０月に開設しているため、半分程度になっている。

委員長 他になければこの議題は終わりにしたい。

議題５ 地域ケア会議について（報告及び意見聴取）（資料５）
説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

委員長 質問はあるか。
これは国からの指示か。

事務局 そのとおりである。

委員長 市の担当者レベルとしては類似の会議が他にもあるが。

事務局 類似の会議が多数あり、それぞれの特徴がある。同時開催してもよいのではないかという意見もある。今後それぞれの地域によってあり方が変化してくるものと思われる。

委員長 今後はある程度の方程式をもった会議として欲しい。

事務局 丁寧な会議運営としていきたいと考えている。

武見委員 資料の表中にある、地域課題発見機能について、平成２７年度に３件とあるが、具体的にどのようなことか。

事務局 具体的には、例えば浜見平のＵＲ団地では団地の住み替えについて高齢者の不安が高まる部分であるが、そういう方々に対してＵＲの方や民生委員にご参加いただき、

話し合いの場を設けていると聞いている。小谷委員がその際出席されていたかと思うが、状況を補足していただけないか。

小谷委員 URの関係で出席した。例えば住み替え後の建物で電気の点灯方法がわからない場合、隣近所とのコミュニケーションがないために誰にも聞くことができず、暗い中で過ごした、という事例を聞いた。URの方はそれに対してマニュアル的な回答だったため、高齢者の方が困っているという話があった。

委員長 地域事情の短期的な問題である。

小谷委員 そうだと思われる。

委員長 他にはあるか。では説明をしたということでした承とする。

議題5 その他

委員長 事務局よりなにかあるか。

事務局 1点目に、ゆずの移転についてである。建物のオーナーの御厚意で、家賃を変えずに5階から1階へ移転した。このことについては広報誌やホームページ等で周知している。2点目に、委員の市民公募については、現在4名応募があり、選考委員会で2名選出予定である。3点目に、各団体への次期委員の推薦依頼については10月に入ってから行う予定である。4点目には、次回の推進委員会は11月11日（水）を予定している。改めて通知を行うのでご承知おき願いたい。事務局からは以上になる。

委員長 各委員より意見が無ければ第2回の推進委員会を終了する。

委員長署名 鈴木 忠義

委員署名 三上 秀明